生徒指導部だより 第１号

発行日：平成30年4月24日(火)　北海道旭川永嶺高等学校

今日は交通安全教室開催！～ 日頃の自転車運転は大丈夫？

３月 31 日に自転車通学を許可してから未だ１ヵ月も経ちませんが、既に３件の自転車事故が発生しています。

１　事故の概況

いずれのケースも「出会い頭」の事故でした。ドライバーは自転車が近づいていたことを認識しておらず、車が発進したところに自転車が衝突したという事故でした。幸い、３件とも本校生徒に大きなケガはありませんでしたが、一歩間違えば命に関わる大事故になっていた可能性があります。

人は身に危険が迫った時、「自分は大丈夫だろう」「まさか自分に事故は起きないだろう」と考えがちです。しかし、相手（ドライバー）が自分（自転車）を認識しているかどうかは判断できませんので、「もしかしたら…」と考えなければ事故は防げません。つまり、出ようとする車を見かけた場合には、「その車は出てくるかもしれない」と考えて自転車を一旦停止させ、しっかりと安全が確認されてから発進しなければなりません。

２　事故時の対処方法

事故発生時は気が動転していて、つい「大丈夫です」と答えてしまいがちですが、後から後遺症が出てくる場合もあります。例えば、むちうちの場合は事故後数日が経過してから症状が発生したり、脳に損傷を受けている場合には、自覚症状がないことがあります。

一方、自分が加害者になった時、どうすべきかも考えておく必要があります。

＜**被害者**となった場合＞

①相手の氏名・住所・連絡先・車ナンバー等をメモする。
②警察への連絡（→ 現場検証）
③保護者への連絡(→ できれば現場検証に立会ってもらう)
④病院で検査（→ 痛みが無くても病院へ）
⑤学校への事故報告

＜**加害者**となった場合＞

①被害者の救護（→ 被害者にケガがあれば救急車を呼ぶ）
②警察への連絡（→ 現場検証）
③お互いの氏名・住所・連絡先を伝える。

【高校生が加害者になった事故事例】

①傘をさしながら走行中に T 字路で自転車と出会い頭に衝突し、相手方の大腿部を骨折させた。(損害賠償額 505 万円)
②歩道から交差点に無理に進入し、女性が運転する自転車と衝突。女性は、頭蓋骨骨折を負い、９日後に死亡。(損害賠償額 3,138 万円)

③赤信号で交差点の横断歩道を走行中、男性の運転するオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で 13 日後に死亡。（損害賠償額 4,043 万円）
④無灯火の上、携帯電話を操作しながら片手運転し、女性に追突。被害者女性は、手足にしびれが残り、歩行困難になった。（損害賠償額 5,000 万円）
⑤通学中、歩行者に衝突。被害者には、脊髄損傷による麻痺の後遺障害が残る。（損害賠償額 6,008 万円）

3　交通事故防止のために

（1）2015 年 6 月 1 日から道路交通法が改正となりました。それまでは、自転車の違反行為は余程の違反でない限り警察に摘発されることはありませんでしたが、改正後は取り締まりの幅が広がりました。

	罰　則	罰　金
① 3 年間で 1 回以下の摘発	取り締まり対応のみ	無し
② 3 年間で 2 回以下の摘発	安全講習への参加命令	講習参加料（5,700 円）
③②の摘発時に罰則未対応の場合	裁判所への呼び出し	5 万円以下

（2）次の 14 項目が道路交通法改正で違反行為に指定されました。
①ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転
②信号無視
③前方不注意などのさまざまな行為
④道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
⑤歩道を徐行せずに通ること
⑥歩道で歩行者の通行を妨げること
⑦歩道が無い道で歩行者の通行を妨げること
⑧自転車専用レーンの枠外を通ること
⑨一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
⑩閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り
⑪交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
⑫交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
⑬右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
⑭酒酔い運転

（3）以下の項目は、元々自転車規則で禁止されている行為ですが、道路交通法改正で新たに取り締まりの対象となったものです。（罰則・罰金の取り扱いは、上記 14 項目と同様）
①原則として、車道を左側通行
②イヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの自転車運転
③スマホ・ケータイを使用しながらの自転車運転
④２人乗りでの自転車運転（6歳未満の幼児を乗せるのは可）
⑤２台以上の並列走行
⑥傘を差しての自転車運転（→ 雨の日は雨合羽を着て運転）
⑦無灯火

4　最後に

本日は、皆さんの交通安全意識向上のため、「北海道クミアイ自動車学校」様に違反運転による危険性や事故時の対応など、誰の身にも現実に起こりうる状況を再現してもらうことになっています。「もしその事故に遭遇したのが自分だったらどうしようか」と真剣に考えてみてください。

本校生徒全員が被害者にも加害者にもならないよう、毎日自転車運転のルールを守り、安全運転に努めてください。

生徒指導部だより 第２号

発行日：平成30年5月11日(金)　北海道旭川永嶺高等学校

校舎内におけるスマートフォン・ケータイの利用規則変更について

現在の生徒手帳には、校内生活における所持品として「携帯電話・スマートフォンの所持は認めるが、校舎内での使用は禁止する」と記載されています。しかし、家庭との連絡を目的として、あるいは掲示物の記録などを目的としてスマートフォン・ケータイを使用することもあるため、時間を決めて使用することを認めていきたいと考えています。

ただし、ここは学校という「集団生活の場」であることから、他の人の迷惑をかけないという最低限のマナーを守ることはもちろんですが、学校という「学び舎」にふさわしい使い方をすることが求められます。

そして、最終的には皆さんにスマートフォン・ケータイの適切な使い方を身につけてもらい、その使い方に配慮する上で道徳心や公共心が育まれていくことを期待しています。

そこで、スマートフォン・ケータイを使用にあたって、下記のルールを新たに定めます。

第４章　校内生活一般
５　所持品　(3) スマートフォン・携帯電話の所持は認めるが、使用にあたり次の事項を守ること。
ア　朝のＳＨＲから帰りのＳＨＲまでは使用しないこと。
イ　廊下での使用はしないこと。
ウ　校舎内でゲーム機としての使用はしないこと。

【補足説明】

「ア　朝のＳＨＲから帰りのＳＨＲまでは使用しないこと。」

…… これまでとの違いは、校舎内で使用できる時間を設けたことです。使用できる時間とできない時間の区別をつけることによって、「けじめ」ある生活習慣を確立してもらいたいと思います。

≪違反がみられた場合≫　その場で預かり指導とします。

「イ　廊下での使用はしないこと。」

…… 廊下での使用は、通行妨害や「歩きスマホ」による事故発生の原因にもなりますので、廊下での使用を固く禁じます。よって、生徒玄関や各階の生徒ホールも、廊下と同様の理由により禁止とします。

≪違反がみられた場合≫　その場での指導に加え、違反回数に応じて担任指導・生徒指導部指導・預り指導・保護者召喚等を行います。

「ウ　校舎内でゲーム機としての使用はしないこと。」

…… 学校は「学び舎」ですので、不必要な使用はしないでください。

≪違反がみられた場合≫　その場での指導に加え、違反回数に応じて担任指導・生徒指導部指導・預り指導・保護者召喚等を行います。

上記の内容はあくまでも最低限のものであり、これらだけを守れば使用マナーが身につくというものではありません。例えば、ＳＮＳ等への個人情報の書き込み・誹謗中傷などは決してあってはなりませんし、自習室でイヤホンをしながらも外に大きな音が漏れて周囲の人に迷惑をかけるというようなことなどもあってはならない事柄のほんの一例です。

～ *裏面に続く* ～

大事なことは、時・場所・状況（いわゆる“ＴＰＯ”）に応じて、常に周囲への配慮をしながら適切に使用することです。

それでは、“ＴＰＯ”をわきまえてコミュニケーションをとるためにはどうすべきか？その一つのヒントとして、高校生を対象に実施したアンケートを紹介します。その質問は、「高校生にとって大切だと思う『スマホ利用のマナー』とはどんなことだと思いますか？」というものでした。その回答を集計した結果、“ベスト５”は次の項目だったそうです。

第１位　「必要に応じてマナーモードにする・電源を切る」（64.7％）

…… マナーといえば、やはり１位はマナーモード。電車や授業中にけたたましい音が鳴り響いては迷惑だし、何より自分が恥ずかしくなりますね。皆さんしっかり時と場合をわきまえて利用しているようです。

第２位　「友達や家族といる時はスマホは見ず、友達と話す」（57.8％）

…… 友達や家族のコミュニケーションを尊重する声や、ＳＮＳ上でのマナーが上位にランクインしています。友達がスマホを見ていて嫌な思いをしたり、軽はずみな投稿がきっかけで誰かを傷つけてしまったり…。自身がスマホトラブルをすでに経験しているのかもしれません。スマホはあくまで、便利な機械にすぎません。今だけの時間を大切にし、スマホは人生をもっと豊かにする“＋αのツール”として上手に使いこなしたいものです。決して友人や家族と代替が利くものではないということをわかっていれば、自然と目の前のコミュニケーションを優先できるようになるのかもしれません。参考までに、高校生の意見には以下のようなものがありました。

≪例１≫「言葉によるコミュニケーションが大切だと思うから」
（愛知県　高３・男子）

≪例２≫「一緒の時間はそう多くはないはずなので、楽しめるように」
（岩手県　高３・女子）

≪例３≫「人間関係の形成の方が、今の時期私達にとって大切だと思うから」
（大阪府　高３・女子）

第３位　「ＳＮＳで悪口を書かない・写真を載せない」（55.3％）

…… むやみやたらに投稿しない、人を傷つけないことは鉄則です。
ＳＮＳ上のマナーについての声が多かったので、詳しく紹介します。

≪例１≫「SNS で一度書いた悪口は、本当の意味で消すことはできない」
（長野県　高３・女子）

≪例２≫「悪口を一回書いてしまうと投稿を消してもそれを読んだ人は消せない。軽い気持ちでも絶対ダメだと思う」（愛知県　高 2・女子）

第４位　「スマホを持っていない子が仲間外れにならないように配慮する」（50.1％）

…… 誰かが嫌な思いをするような行動は絶対にＮＧです。また、友人や家族と一緒にいる時のスマホ利用は控える派が多数を占めているようです。

第５位　「歩きながらスマホを見ない」（50.1％）

…… 自分の身を守るためには、あるいは他の通行人に迷惑をかけないためには絶対にやめたほうがよい行為です。たとえ自分は大丈夫だと思っていても、向こう側から危険が迫ってくることも考えられます。

上記の事柄は、いずれも普段周囲から言われていることだと思います。しかし、「当たり前のこと」をいつでも当たり前に行えるというのは意外と難しく、常に心に留めて意識していないとできません。そして、最終的には全く意識していなくても、いつもきちんとできている、という状況になれば理想的ですね。

今回のスマートフォン・ケータイ利用規則の変更によって、今後皆さんがその使用のあり方について少しでも考えを深める機会になればと考えています。